

社会福祉法人恵優会 資格取得支援規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人恵優会（以下「法人」という）に従事する職員の資格取得を推進し、職員の資質向上ならびに業務体制の整備・強化、職場定着を図ることを目的とし、資格取得支援に関する事項について定めたものとする。

(支援対象範囲)

第2条 この規程の対象者は、法人に従事するすべての職員とし、取得しようとする対象資格に関する業務に従事している者、または業務遂行上必要と認める者とする。

(支援対象事業)

第3条 法人が支援する対象事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 介護福祉士
- (3) 介護福祉士実務者研修
- (4) その他必要と認める研修及び受験

(支援の内容)

第4条 法人が支援する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員資格取得受験料及び更新に関わる受講料（全額）
- (2) 介護福祉士資格取得受験料（全額）
- (3) 介護福祉士実務者研修受講料（全額） ※支給は取得後、6ヶ月後とする
- (4) その他必要と認める資格取得の費用の支給（額はその都度決定する）

(申請の手続き)

第5条 法人の支援を受けて資格取得受験料および受講料を申請する職員は、「資格取得支援申請書」を施設長に提出しなければならない。

(承認手続き)

第6条 施設長は、申請書の内容と業務への支障の有無を勘案し可否を決定する。

(勤務の取り扱い)

第7条 職員が資格取得研修に参加する場合は、原則として公休又は年次有給休暇を充てるものとする。ただし、介護支援専門員においては、業務に就くものは出勤扱いとする。

(結果報告)

第8条 資格取得研修が終了または受験結果が判明した職員は、その結果を速やかに施設長に報告しなければならない。

(費用助成)

第9条 資格取得研修が終了または資格を取得した職員は、「資格取得助成金申請書」に必要な添付書類を添えて施設長に提出しなければならない。

2 施設長は、資格取得助成金申請に基づき、助成金を支給する。

(返還義務)

第10条 資格取得研修終了または資格取得後、2年以内に退職した場合は、第4条に規定する助成金の全額を返還しなければならない。

2 職員が虚偽の申請により不当に助成金の支給を受けたときは、その全部を返還しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。